

H30年度 週休二日モデル工事の試行要領

1. 試行目的

- 建設工事における職場環境の改善の取り組みとして、平成27年度より、週休二日モデル工事（以下、モデル工事）を実施し、それぞれ完了したモデル工事に対し、アンケート調査を行い、週休二日の環境改善の取り組みとしての有効性の検証や、本格実施に向けての受注者（経営者）及び労働者それぞれの問題点を抽出し対策を検討する。
- H30年度も引き続き、国の要領及びアンケート結果を踏まえモデル工事を実施する。

2. 試行方針

①モデル工事实施機関

- 本庁水産部、各振興局建設部（長崎港湾漁港事務所、上五島支所、上県土木出張所含む、建築課、長与都市開発事業所、維持・ダム・空港管理事務所は除く）

②試行対象工事

- 試行対象工事については、道路、河川、砂防、港湾、漁港関係の工事において、設計金額1000万円以上の請負工事を対象とする。

③試行内容

- 休日には試行対象工事の元請業者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）を休暇とし、現場を完全閉所する。
- 下請業者に対しては、協力を依頼する。

④試行方式

- H30年度のモデル工事の試行においては、「週休二日パターン方式」を試行工事にて実施する。

<方式の内容>

- ・ 完全週休二日（土日祝日休暇）を基本とするが、工事内容（連続作業）や現場条件によっては、全工程を完全週休二日とすることが難しいケースもあるため、作業内容や自然環境を考慮し、以下の週休二日パターンを組み合わせることができる。

[週休二日パターン]

A：完全週休二日（土日祝日休暇） B：4週8休

- ・ ただし、祝祭日、年末年始、夏季休暇は週休二日とは別に休日として確保する。なお、雨により現場の作業を中止した場合は、「現場の完全閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休二日の対象とすることができる。

- ・ 施工中に、パターン変更の必要性が生じた場合には、その変更内容と理由について監督職員と協議を行う。
- ・ なお、労働基準法第35条(休日)を逸脱してはならない。

(休日)

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

⑤ 試行予定工程と発注者の確認

- 受注者は、施工計画書の試行実施内容及び予定工程に上記「試行パターン」が分かるように休日やパターンを記載し監督職員へ提出する。
- 受注者は、予定工程に変更（土日祝日作業、パターンの変更等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について監督職員と協議を行う。
- 監督職員は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- 監督職員は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて実施状況等を確認する。

3. モデル工事の実施方法

○ 入札方式

- ・ モデル工事の発注にあたっては、設計金額に応じて、「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱」又は「長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱」に基づく一般競争入札とする。

○ 発注方式

- ・ モデル工事の発注にあたっては、「発注者指定型」と「施工者希望型」に分けて発注するものとする。
- ・ 「発注者指定型」とは、設計金額5000万円以上とし、発注者が「週休二日パターン方式」の試行実施工事として発注し、受注者は工事契約後、週休二日を実施する。
- ・ 「施工者希望型」とは、設計金額1000万円以上5000万円未満とし、発注者が「週休二日パターン方式」の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休二日を実施するか否かを判断し、選択した場合は発注者と施工計画書の提出前までに協議を行い実施する。

4. 週休二日モデル工事实施の推進のための措置

①週休二日モデル工事の積算による措置

※「週休二日補正係数」については、道路、河川、砂防関係工事を対象とし、港湾、漁港関係の工事については現行歩掛に含むものとし補正係数は対象外とする。

○「発注者指定型」

・「週休二日補正係数」については、当初は計上せず発注し、受注者が週休二日を完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。

○「施工者希望型」

・「週休二日補正係数」については、当初は計上せず発注し、契約後、受注者が週休二日を選択し完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。

【週休二日補正係数】

- | | |
|-------------|----------------|
| ・労務費：1.05 | ・機械経費（賃料）：1.04 |
| ・共通仮設費：1.04 | ・現場管理費：1.05 |

②工事工期の措置

○「発注者指定型・施工者希望型」とも受注者は契約後、当初設定された工事工期について、週休二日を実施するにあたって適当ではないと判断される場合は、受注者が「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

③工事成績評価における評価

○「週休二日パターン方式」が完全に実施された場合は、工事成績評価の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休二日を実施）」〕にて評価を行う。

○更に、工期内において「Aパターン」を実施した場合は、工事成績評価調書「法令遵守等」において別にその実施割合に応じた加点を行う。

▼工期内にAパターンの実施割合で評価。

- | | |
|--------------|--------|
| ・A：100%実施 | → 3点加点 |
| ・A：60%～99%実施 | → 2点加点 |
| ・A：30%～59%実施 | → 1点加点 |
| ・A：0%～29%実施 | → 0点加点 |

※ 実施割合の算出については、工期内のAパターン実施期間の土日休日実施日数を工期内の全土日休日数で除し、小数第3位を切り捨て百分率表示とする。

※ 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとする

- 「発注者指定型」において、受注者の責において週休二日が完全実施できなかった場合は、工事成績評定の主任監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休二日を実施）」〕にて減点評価を行う。
- 「施工者希望型」においては、受注者の責において週休二日が完全実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

5. モデル工事の発注時の対応

- モデル工事であることを、入札参加者に知らせるために入札公告の「1 競争入札に付する事項」に以下の文を明記する。

【発注者指定型】 ※港湾、漁港関係工事は「⑤」を削除。

(**) 本工事は週休二日モデル工事（試行）の「発注者指定型」である。

- ① 本工事は、建設現場での週休二日の推進等、休日を確保し、労働環境の改善や将来の担い手の確保目的とした「週休二日パターン方式」の実施モデル工事であり、「完全週休二日（土日祝日休暇）」と「4週8休」を組み合わせることができる。
- ② 受注者は、契約後「週休二日パターン方式」を実施するものとする。
- ③ 休日は、当該現場（現場事務所）を完全閉所（現場作業、資料整理等は行わない）とし、元請技術者も休暇とする。
- ④ 工事の工期については、週休二日を選択し実施する場合は、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- ⑤ 週休二日の補正係数（労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）については、当初設計では計上せず発注し、受注者が週休二日を完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。

【施工者希望型】 ※港湾、漁港関係工事は「⑤」を削除。

(**) 本工事は週休二日モデル工事（試行）の「施工者希望型」である。

- ① 本工事は、建設現場での週休二日の推進等、休日を確保し、労働環境の改善や将来の担い手の確保目的とした「週休二日パターン方式」の対象モデル工事であり、「完全週休二日（土日祝日休暇）」と「4週8休」を組み合わせることができる。
- ② 受注者は、契約後「週休二日パターン方式」を実施するか否かを選択することができる。
- ③ 休日は、当該現場（現場事務所）を完全閉所（現場作業、資料整理等は行わない）とし、元請技術者も休暇とする。

- ④ 工事の工期については、週休二日を選択し実施する場合は、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- ⑤ 週休二日の補正係数（労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）については、当初設計では計上せず発注し、契約後、受注者が週休二日を選択し完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。

○モデル工事であることを設計図書（特記仕様書 第2章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）に以下を明示する。

【発注者指定型】 ※港湾、漁港関係工事は「5）」を削除。

《週休二日パターン方式》

・週休二日パターンモデル工事における現場閉所の実施

当工事は、週休二日パターン方式の設定モデル工事であり、受注者は週休二日を実施するものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うものとする。

- 1) 「完全週休二日（土日祝日休暇）」と「4週8休」を組み合わせ、休日を確保する。
- 2) 予定工程において設定された休日は、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請業者（監理・主任技術者、現場代理人）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 工事の工期については、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- 5) 週休二日の補正係数（労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）については、当初設計では計上せず発注し、受注者が週休二日を完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。
- 6) モデル工事完了後、実態調査(アンケート)に協力すること。

【施工者希望型】 ※港湾、漁港関係工事は「5）」を削除。

《週休二日パターン方式》

・週休二日パターンモデル工事における現場閉所の実施

当工事は、週休二日パターン方式の設定モデル工事であり、受注者は週休二日を実施するか選択できるものとし、選択し実施する場合は監督職員と協議を行うものとする。実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うものとする。

- 1) 「完全週休二日（土日祝日休暇）」と「4週8休」を組み合わせ、休日を確保する。
- 2) 予定工程において設定された休日は、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 3) 元請業者（監理・主任技術者、現場代理人）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 4) 工事の工期については、週休二日を選択し実施する場合は、受注者が「必要工期」を算出し発注者と協議を行い、妥当と判断される場合は変更の対象とする。
- 5) 週休二日の補正係数（労務費：1.05、機械経費（賃料）：1.04、共通仮設費：1.04、現場管理費：1.05）については、当初設計では計上せず発注し、契約後、受注者が週休二日を選択し完全実施できた場合に、補正係数を乗じた変更契約を行う。
- 6) モデル工事完了後、実態調査(アンケート)に協力すること。

※詳しくは、長崎県土木部建設工事関係ホームページをご確認ください。

(<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>)